

教保体第669号
平成27年6月23日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

県教育局県立学校部保健体育課長

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について

標記の件につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より、別添（写）のとおり周知の依頼がありました。

つきましては、趣旨を御理解の上、児童生徒への交通安全教育をより一層推進いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知につきましても御配慮いただきますようお願いいたします。

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
学校安全担当 川端 浩司
電 話 048-830-6964
FAX 048-830-4971

写

事 務 連 絡
平成27年6月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
各国公立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について

標記について、警察庁から文部科学省に対し、別紙のとおり協力依頼がありました。

御承知のとおり、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）が平成25年6月14日に公布され、このうち、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「自転車運転者講習」という。）に関する規定が平成27年6月1日から施行されたところであり、同規定の概要については、別紙のとおりです。

これまで、自転車利用に当たってのルール遵守に重点を置いた取組が推進されておりますが、3年以内に危険行為を2回以上繰り返した者（14歳以上）に対し、都道府県公安委員会が自転車運転者講習の受講を命ずることができることとなりました（道路交通法108条の3の4）。

つきましては、自転車通学等により利用機会が多い中学生、高校生及び高等専門学校生に対しては、同講習制度の周知を図り、その趣旨を踏まえた交通安全教育を推進されるようお願いいたします。また、小学生に対しても、自転車の安全利用を意識させる一層の交通安全の取組をお願いいたします。

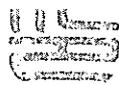
なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

【問合せ】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課交通安全係

tel : 03-6734-2695

fax : 03-6734-3794



別紙

警察庁丙交企発第88号

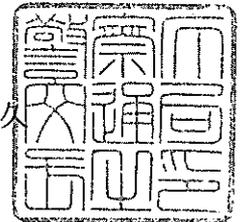
平成27年6月18日

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保 公 人 殿

警察庁交通局長

鈴木 基 人



自転車の運転による交通の危険を防止するための講習制度の周知について（依頼）

警察では、良好な自転車交通秩序の実現に向けた諸対策を推進しているところでありますが、自転車に関係する交通事故は、交通事故全体の約2割を占めており、また、これらの交通事故に関与した自転車運転者の6割以上に何らかの法令違反が認められるなど、自転車の交通事故を防止するためには、自転車利用者のルール遵守の徹底を図る必要があります。

こうした情勢を踏まえ、平成25年の道路交通法改正により、本年6月1日から「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（自転車運転者講習）」の制度が施行され、自転車の交通ルールの徹底を図るため、自転車の運転に関して一定の違反行為（危険行為）を反復して行った者に対して、都道府県公安委員会が講習の受講を命ずることができることとなりました（別添資料参照）。

つきましては、自転車利用者において本制度を正しく理解し、自転車の安全な運転を行っていただくため、本制度の概要等について各都道府県教育委員会等関係機関へ周知していただきますようお願いいたします。

平成27年

6月1日

から

改正道路交通法の施行に伴い

別添資料

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと



自転車運転者講習

を受けること
になります。

私はいつも
「ルール」と「マナー」
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…

信号
無視

一時
不停止

酒酔い
運転

ブレーキ
不良自転車
運転

など

●講習制度のながれ

危険行為
を反復

受講命令

講習の
受講

■受講命令違反…5万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置（ブレーキ） 不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

1 自転車運転者が
危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

2 交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

3 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円
（標準額）

自転車 安全利用 5則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用